

仕 様 書

1. 業務内容 各種保健事業実施用公用車の継続検査（車検）業務（港区役所・保健福祉課）
2. 履行場所 本市が指定する場所
3. 業務概要 公用車の車検
作業内容は別紙明細書のとおり
4. 履行期限 令和7年7月18日（金）
5. 適用範囲
 - (1) この仕様書に規定する事項は、受注者とその責任において履行するものとする。
 - (2) 本業務について、この仕様書に定められた事項以外は、発注者の指示によるものとする。
 - (3) 見積の提出に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
6. 業務履行に関する事項
 - (1) 受注者は本車検着手前に発注者と作業工程および安全対策について十分な打ち合わせを行うこと。
 - (2) 車検に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守し、車検に必要な官公署その他への手続きは速やかに行うこと。
 - (3) 受注者は自賠償保険及び自動車重量税の支払いを代行すること。費用は本市の負担とし、別途請求に基づき支給する。
7. 検査
 - (1) 検査は受注者の立会いのもとに行う。その結果、指摘を受けた場合は指定期日までに手直しを行い、処置内容を報告し再度検査を受けること。
 - (2) 受注者は、車検を完了したときは速やかに完了届を提出すること。なお、検査は車検終了後とし、車検費用の支払いは検査合格と認められた後に行う。
8. 特記事項
 - (1) 職員等の公正な職務の執行に関する条例を遵守すること。
 - (2) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
 - (3) 受注者は、業務等の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
9. 担当者 港区役所保健福祉課 担当：櫻木
(又は連絡先) 〒552-8510

大阪市港区市岡 1-15-25

TEL : 06-6576-9882 / FAX : 06-6572-9514

(発注者 : 大阪市港区役所 受注者 : 車検請負業者)